

## 条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市市税条例(専決) .....	1
○ 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 20 号)(専決) .....	23
○ 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 28 年条例第 38 号)(専決) .....	25
○ 舞鶴市消防団員等公務災害補償条例(専決) .....	27
○ 舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 .....	30
○ 舞鶴市職員の分限に関する条例 .....	31
○ 舞鶴市職員の退職手当に関する条例 .....	32
○ 舞鶴市市税条例 .....	36
○ 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例 .....	38
○ 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 .....	40
○ 舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例 .....	42
○ 舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例(平成 29 年条例第 16 号) .....	44
○ 舞鶴市手数料条例 .....	45
○ 舞鶴市道路標識の寸法に関する条例 .....	46

## 舞鶴市市税条例旧新対照表

旧	新
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 33 条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則で定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則で定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 33 条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則で定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書</p> <p>(2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則で定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額について</p>

旧	新
<p>所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第 35 条の 3 の 2 所得割の納税義務者が、<u>第 33 条第 4 項の申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は<u>同条第 6 項の申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について<u>法第 2 章第 1 節第 6 款</u>の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、その者の第 34 条及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 48 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定によって提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の</p>	<p>は、適用しない。<u>ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第 35 条の 3 の 2 所得割の納税義務者が、<u>第 33 条第 4 項に規定する特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は<u>同条第 6 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について<u>同節第 6 款</u>の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、その者の第 34 条及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 48 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様</p>

旧	新
<p>4 様式による納付書<u>によって</u>納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合<u>においては</u>、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合<u>においては</u>、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書<u>によって</u>納付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)につ</p>	<p>式による納付書<u>により</u>納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合<u>には</u>、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合<u>には</u>、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。<u>第 5 項第 1 号</u>において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書<u>により</u>納付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)につ</p>

旧	新
<p>いては、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>6 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定<u>によって</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項及び第 52 条第 1 項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第 75 条の 2 第 7 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第 75 条の 2 第 7 項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第 1 項の規定がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。</p> <p>7 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定<u>によって</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 2 項において同じ。)がある連結子法人(同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 2 項において同じ。)(連結申告法人(同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。第 52 条第 2 項において同じ。))に限る。)については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人</p>	<p>いては、<u>前項の規定にかかわらず</u>、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>6 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定<u>により</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項及び第 52 条第 1 項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第 75 条の 2 第 9 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第 75 条の 2 第 9 項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第 1 項の規定がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。</p> <p>7 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定<u>により</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 2 項において同じ。)がある連結子法人(同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 2 項において同じ。)(連結申告法人(同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。第 52 条第 2 項において同じ。))については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額を</p>

旧	新
<p>税額をいう。以下この項及び第 52 条第 2 項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 52 条第 2 項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第 50 条 法人の市民税の納税者は、法第 321 条の 12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合において、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに施行規則第 22 号の 4 様式による納付書<u>によって</u>納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(同条第 23 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第 2 項の場合において、<u>法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)</u>の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について<u>同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)</u>が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該<u>修正申</u></p>	<p>いう。以下この項及び第 52 条第 2 項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 52 条第 2 項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第 50 条 法人の市民税の納税者は、法第 321 条の 12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合<u>には</u>、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに施行規則第 22 号の 4 様式による納付書<u>により</u>納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(同条第 23 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。<u>第 4 項第 1 号において同じ。</u>)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第 2 項の場合において、<u>納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)</u>があったとき(当該<u>増額更正</u>に係る市民税について<u>法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)</u>が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があ</p>

旧	新
<p>告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>8 法第349条の3、<u>法第349条の4又は法第349条の5</u>の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、<u>前7項の規定にかかわらず、法第349条の3、法第349条の4又は法第349条の5に定める額とする。</u></p> <p>9及び10 (略)</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p>	<p>った後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、<u>前項の規定にかかわらず</u>、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該増額更正の通知をした日(<u>法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日</u>)までの期間</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>8 法第349条の3 <u>又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3 <u>又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。</u></u></p> <p>9及び10 (略)</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p>

旧	新
<p>第 63 条の 2 施行規則第 15 条の 3 第 2 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の<u>区分所有者全員の共有に属する共用部分</u>に係る建物の区分所有等に関する法律第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定による割合</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額の<u>あん分</u>の申出)</p> <p>第 63 条の 3 法第 352 条の 2 第 5 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第 2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) から(4)まで (略)</p> <p>(5) 法第 352 条の 2 第 1 項の規定により<u>あん分</u>する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>2 法第 352 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第 5 号及び第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度(第 3 号及び第 74 条の 2 において「被災年度」という。)の翌年</p>	<p>第 63 条の 2 施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定による割合</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額の<u>あん分</u>の申出)</p> <p>第 63 条の 3 法第 352 条の 2 第 5 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第 2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) から(4)まで (略)</p> <p>(5) 法第 352 条の 2 第 1 項の規定により<u>あん分</u>する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>2 法第 352 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第 5 号及び第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度(第 3 号及び第 74 条の 2 において「被災年度」という。)の翌年</p>

旧	新
<p>度又は翌々年度(法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等(第 74 条の 2 において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日(以下この項及び第 74 条の 2 において「避難等解除日」という。)の属する年が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年(第 74 条の 2 において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 法第 352 条の 2 第 3 項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第 352 条の 2 第 7 項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第 349 条の 3 の 3 第 3 項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第 6 項」とあるのは「同条第 7 項の規定により読み替えて適用される同条第 6 項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p>	<p>度又は翌々年度(法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等(第 74 条の 2 において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日(以下この項及び第 74 条の 2 において「避難等解除日」という。)の属する年が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年(第 74 条の 2 において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日から起算して 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、<u>法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災市街地復興推進地域(第 74 条の 2 において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第 74 条の 2 において同じ。)</u>には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 法第 352 条の 2 第 3 項の規定により<u>あん分</u>する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第 352 条の 2 第 7 項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第 349 条の 3 の 3 第 3 項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出については、前項中「同条第 6 項」とあるのは「同条第 7 項の規定により読み替えて適用される同条第 6 項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p>

旧	新
<p>4 (略) (被災住宅用地の申告)</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 (略) (被災住宅用地の申告)</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>

旧	新
<p>第5条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>第5条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2及び3 (略) (読替規定)</p>	<p>2及び3 (略) (読替規定)</p>
<p><u>第7条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。</u></p>	<p><u>第7条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</u></p>
<p>(償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる割合)</p>	<p>(償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる割合)</p>
<p>第7条の2 (略)</p>	<p>第7条の2 (略)</p>
<p>2から5まで (略)</p>	<p>2から5まで (略)</p>
<p>6 <u>法附則第15条第29項</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>6 <u>法附則第15条第28項</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>7 <u>法附則第15条第30項</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>7 <u>法附則第15条第29項</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>8 <u>法附則第15条第31項</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>8 <u>法附則第15条第30項</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>9 <u>法附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>9 <u>法附則第15条第32項第1号イ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>10 <u>法附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>10 <u>法附則第15条第32項第2号イ</u>に規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>11 <u>法附則第15条第33項第2号ハ</u>に規定する設備について同号の条</p>	<p>11 <u>法附則第15条第32項第2号ハ</u>に規定する設備について同号の条</p>

旧	新
<p>例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>12 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p><u>13 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、5分の4とする。</u></p> <p><u>14 法附則第15条の8第4項の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>  (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の3 (略)</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第2項</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。  (1)から(4)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について<u>令附則第12条第21項第2号</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。  (1)から(3)まで (略)</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。  (1) (略)  (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに<u>令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項</u>に規定する従前の権利に対応する部分の床面積  (3) (略)</p>	<p>例で定める割合は、2分の1とする。  (削除)</p> <p><u>12 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、5分の4とする。</u></p> <p><u>13 法附則第15条の8第4項の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>  (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の3 (略)</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第3項</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。  (1)から(4)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について<u>令附則第12条第21項第1号ロ</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。  (1)から(3)まで (略)</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。  (1) (略)  (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに<u>令附則第12条第24項において準用する同条第17項</u>に規定する従前の権利に対応する部分の床面積  (3) (略)</p>

旧	新
<p>6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 令附則第 12 条第 28 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 29 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 36 項に規定する補助金等</p>	<p>6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 26 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 令附則第 12 条第 30 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 38 項に規定する補助金等</p>

旧	新
(6) (略)	<p>(6) (略)</p> <p><u>9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>耐震改修が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>耐震改修に要した費用</u></p> <p>(6) <u>耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p><u>10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 38 項</u></p>

旧	新
<p>9 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条第 11 項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第 12 条第 24 項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第 7 条第 11 項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>次項</u>において同じ。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>に規定する補助金等</u></p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由</u></p> <p>11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条第 14 項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第 12 条第 26 項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第 7 条第 14 項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>以下この条(第 5 項を除く。)</u>において同じ。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>

旧	新
<p>4 (略)</p> <p><u>第 13 条の 2 削除</u></p>	<p>4 (略)</p> <p>5 <u>法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>6 <u>法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>7 <u>法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第 13 条の 2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 7 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の</u></p>

旧	新
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第 13 条の 3 (略)</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようと</p>	<p><u>軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第 87 条及び第 88 条の規定を除く。)を適用する。</u></p> <p><u>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>4 第 2 項の規定の適用がある場合における第 19 条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第 13 条の 2 第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該 3 輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。</u></p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第 13 条の 3 (略)</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようと</p>

旧	新
<p>する旨の記載のある第 33 条第 4 項に規定する<u>申告書</u>を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 14 条の 2 昭和 63 年度から平成 29 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 4 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、<u>同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</u></p> <p>(1) 及び(2) (略)</p>	<p>する旨の記載のある第 33 条第 4 項に規定する<u>特定配当等申告書</u>を提出した場合(<u>次に掲げる場合を除く。</u>)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) <u>第 33 条第 4 項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p>(2) <u>第 33 条第 4 項第 1 号に掲げる申告書及び同項第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 14 条の 2 昭和 63 年度から平成 32 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。<u>次項において同じ。</u>)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、<u>前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</u></p> <p>(1) 及び(2) (略)</p>

旧	新
<p>2 前項の規定は、昭和 63 年度から平成 29 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第 34 条の 2 第 9 項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 17 条の 2 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの)に限り、その時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p>	<p>2 前項の規定は、昭和 63 年度から平成 32 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 17 条の 2 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。<u>ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書</u></p>

旧	新
<p>5 (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条の3 (略) 2及び3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第35条の3の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第17条の3第3項前段に規定する条約</p>	<p><u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条の3 (略) 2及び3 (略)</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、<u>第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u> <u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第35条の3の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第17条の3第3項前段に規定する条約</p>

旧	新
<p>適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>同条第4項に規定する条約適用配当等申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p style="text-align: center;">改正附則 (施行期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。 (市民税に関する経過措置)</li> <li>2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</li> <li>3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。 (固定資産税に関する経過措置)</li> <li>4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平</li> </ol>

旧	新
	<p>成 28 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>5 新条例第 61 条第 8 項及び附則第 7 条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 2 号。次項及び第 10 項において「改正法」という。))による改正後の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下この項において「新法」という。)第 349 条の 3 の 4 に係る部分に限る。)の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した新法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等(次項において「震災等」という。)に係る新法第 349 条の 3 の 4 に規定する償却資産に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>6 新条例第 63 条の 3 第 2 項及び第 74 条の 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下第 8 項までにおいて「旧法」という。)第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>7 平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に締結された旧法附則第 15 条第 36 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>8 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 40 項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>9 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 28 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>

旧	新
	<p>10 市長は、納付すべき軽自動車税(平成 28 年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを舞鶴市市税条例第 83 条第 2 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この項及び次項において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第 13 条第 1 項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第 18 条第 2 項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この項及び次項において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(舞鶴市市税条例第 87 条及び第 88 条の規定を除く。)を適用する。</p> <p>11 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。</p>

**舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 20 号)旧新対照表**

旧		新																										
附 則		附 則																										
1 から 18 まで (略)		1 から 18 まで (略)																										
19 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 82 条及び新条例附則第 13 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		19 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る舞鶴市市税条例第 82 条及び附則第 13 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																										
新条例第 82 条第 2 号ア	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">3,900 円</td><td style="width: 50%;">3,100 円</td></tr> <tr><td>6,900 円</td><td>5,500 円</td></tr> <tr><td>10,800 円</td><td>7,200 円</td></tr> <tr><td>3,800 円</td><td>3,000 円</td></tr> <tr><td>5,000 円</td><td>4,000 円</td></tr> </table>	3,900 円	3,100 円	6,900 円	5,500 円	10,800 円	7,200 円	3,800 円	3,000 円	5,000 円	4,000 円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">第 82 条第 2 号ア(イ)</td><td style="width: 50%;">3,900 円</td><td style="width: 50%;">3,100 円</td></tr> <tr><td>第 82 条第 2 号ア(ウ)<sup>a</sup></td><td>6,900 円</td><td>5,500 円</td></tr> <tr><td></td><td>10,800 円</td><td>7,200 円</td></tr> <tr><td>第 82 条第 2 号ア(ウ)<sup>b</sup></td><td>3,800 円</td><td>3,000 円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000 円</td><td>4,000 円</td></tr> </table>	第 82 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,100 円	第 82 条第 2 号ア(ウ) <sup>a</sup>	6,900 円	5,500 円		10,800 円	7,200 円	第 82 条第 2 号ア(ウ) <sup>b</sup>	3,800 円	3,000 円		5,000 円	4,000 円	
3,900 円	3,100 円																											
6,900 円	5,500 円																											
10,800 円	7,200 円																											
3,800 円	3,000 円																											
5,000 円	4,000 円																											
第 82 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,100 円																										
第 82 条第 2 号ア(ウ) <sup>a</sup>	6,900 円	5,500 円																										
	10,800 円	7,200 円																										
第 82 条第 2 号ア(ウ) <sup>b</sup>	3,800 円	3,000 円																										
	5,000 円	4,000 円																										
新条例附則第 13 条第 1 項の表以外の部分	第 82 条	舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 20 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。)附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 82 条	舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 20 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。)附則第 19 項の規定により読み替えて適用される第 82 条																									
新条例附則第 13 条第 1 項の表第 82 条第 2 号アの項	第 82 条第 2 号ア	平成 26 年改正条例附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア	平成 26 年改正条例附則第 19 項の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(イ)																									
	3,900 円	3,100 円	3,900 円																									
	6,900 円	5,500 円	3,100 円																									
	10,800 円	7,200 円	5,500 円																									
	3,800 円	3,000 円	7,200 円																									
	5,000 円	4,000 円	3,000 円																									
			4,000 円																									
			6,900 円																									
			5,500 円																									

旧	新		
		10,800 円	7,200 円
	附則第13条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第19項の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b
		3,800 円	3,000 円
		5,000 円	4,000 円
<p style="text-align: center;">改正附則 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p>			

**舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 28 年条例第 38 号)旧新対照表**

旧	新																								
<p>第 1 条の 2 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。 (略) 附則第 13 条第 2 項から第 4 項までを削る。</p> <p><u>(舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p>第 1 条の 3 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。 附則第 18 項中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、「新条例第 82 条及び新条例」を「舞鶴市市税条例第 82 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条例の」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>第 82 条第 2 号ア(イ)</td> <td>3,900 円</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>第 82 条第 2 号ア(ウ)a</td> <td>6,900 円</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800 円</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td>第 82 条第 2 号ア(ウ)b</td> <td>3,800 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000 円</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td>附則第 13 条</td> <td>第 82 条</td> <td>舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 20 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。)附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 82 条</td> </tr> <tr> <td>附則第 13 条の表第 2 号ア(イ)の項</td> <td>第 2 号ア(イ)</td> <td>平成 26 年改正条例附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(イ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,900 円</td> <td>3,100 円</td> </tr> </table>	第 82 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,100 円	第 82 条第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	5,500 円		10,800 円	7,200 円	第 82 条第 2 号ア(ウ)b	3,800 円	3,000 円		5,000 円	4,000 円	附則第 13 条	第 82 条	舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 20 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。)附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 82 条	附則第 13 条の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(イ)		3,900 円	3,100 円	<p>第 1 条の 2 舞鶴市市税条例の一部を次のように改正する。 (略) 附則第 13 条第 2 項から第 4 項までを削る。 <u>附則第 13 条の 2 を次のように改める。</u></p> <p><u>附則第 13 条の 2 削除</u> <u>(舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p>第 1 条の 3 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。 附則第 19 項の表新条例附則第 13 条第 1 項の表第 82 条第 2 号アの項の項の左欄及び中欄中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。</p>
第 82 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,100 円																							
第 82 条第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	5,500 円																							
	10,800 円	7,200 円																							
第 82 条第 2 号ア(ウ)b	3,800 円	3,000 円																							
	5,000 円	4,000 円																							
附則第 13 条	第 82 条	舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 20 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。)附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 82 条																							
附則第 13 条の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(イ)																							
	3,900 円	3,100 円																							

旧			新		
附則第 13 条の表第 2 号ア(ウ)a の項	第 2 号ア(ウ)a	平成 26 年改正条例附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(ウ)a			
	6,900 円	5,500 円			
	10,800 円	7,200 円			
附則第 13 条の表第 2 号ア(ウ)b の項	第 2 号ア(ウ)b	平成 26 年改正条例附則第 18 項の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(ウ)b			
	3,800 円	3,000 円			
	5,000 円	4,000 円			
(略)			(略)		
附 則 (施行期日)			附 則 (施行期日)		
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。			1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 第 1 条中舞鶴市市税条例附則第 13 条の改正規定及び附則第 3 項の規定 平成 30 年 1 月 1 日			(2) 第 1 条中舞鶴市市税条例附則第 13 条の改正規定及び <u>第 1 条の 3 の規定並びに</u> 附則第 13 項の規定 平成 29 年 4 月 1 日		
(3) (略)			(3) (略)		
(4) 第 1 条の 2 <u>及び第 1 条の 3 の規定並びに</u> 第 2 条中舞鶴市市税条例の一部を改正する条例附則第 17 項の表第 19 条第 3 号の項の改正規定(「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める部分に限る。)並びに附則第 5 項、第 14 項及び第 15 項の規定 平成 31 年 10 月 1 日			(4) 第 1 条の 2 の規定及び第 2 条中舞鶴市市税条例の一部を改正する条例附則第 17 項の表第 19 条第 3 号の項の改正規定(「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める部分に限る。)並びに附則第 5 項、第 14 項及び第 15 項の規定 平成 31 年 10 月 1 日		
2 から 15 まで (略)			2 から 15 まで (略)		
			改正附則 この条例は、公布の日から施行する。		

**舞鶴市消防団員等公務災害補償条例旧新対照表**

旧	新
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合<u>にあつては</u>、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は<u>診断によって</u>死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは<u>診断によって</u>疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合<u>にあつては</u>8,800円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は<u>診断によって</u>死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは<u>診断によって</u>疾病の発生が確定した日において、他の生計の道がなく主として非常勤消防団員</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合<u>には</u>、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は<u>診断により</u>死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは<u>診断により</u>疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合<u>には</u>、8,800円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は<u>診断により</u>死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは<u>診断により</u>疾病の発生が確定した日において、他の生計の道がなく主として非常勤消防団員等の</p>

旧	新
<p>等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に掲げる者が<u>ない場合</u>にあつては、そのうち1人については367円)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに<u>満15歳</u>に達する日後の最初の4月1日から<u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者が<u>ない場合には、そのうち1人については333円</u>)を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に<u>該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円</u>)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに<u>15歳</u>に達する日後の最初の4月1日から<u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下<u>この項</u>において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日</p>

旧	新
	<p>以後に支給すべき事由の生じた舞鶴市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(懲戒の手続) 第3条 (略)</p>	<p>(懲戒の手続) 第3条 (略) 2 <u>前項の規定による書面の交付は、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、当該職員の氏名及び同項の書面をいつでも当該職員に交付する旨を市役所、支所及び出張所の掲示場に掲示することをもってこれに代えることができるものとし、掲示した日から2週間を経過した時に当該書面の交付があったものとみなす。</u> 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市職員の分限に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(降任、免職及び休職の手續) 第4条 (略) 2 (略)</p>	<p>(降任、免職及び休職の手續) 第4条 (略) 2 (略) 3 <u>前項の規定による書面の交付は、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、当該職員の氏名及び同項の書面をいつでも当該職員に交付する旨を市役所、支所及び出張所の掲示場に掲示することをもってこれに代えることができるものとし、掲示した日から2週間を経過した時に当該書面の交付があったものとみなす。</u> 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市職員の退職手当に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2から9まで (略)</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2から9まで (略)</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p><u>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手</p>

旧	新
<p>当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>公共職業安定所</u>の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>12から17まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1から11まで (略)</p>	<p>当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者</u>の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>12から17まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1から11まで (略)</p> <p><u>12 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め</u>  <u>たもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該</u>  <u>第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要</u>  <u>当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促</u></p>

旧	新
	<p><u>な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当で進めるために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導があると認めたもの(アに掲げる者を除く。)</u>  <u>行うことが適当であると認めたもの</u>とする。</p> <p>改正附則  (施行期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。(経過措置)</li> <li>この条例による改正後の舞鶴市職員の退職手当に関する条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第10条第10項(第2号に係る部分に限り、新条例附則第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した舞鶴市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。次項において同じ。)であって舞鶴市職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。</li> <li>退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)第4条の規定による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号)(以下この項において「改正後職業安定法」という。)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項(第5号に係る部分に限り、舞鶴市職員の退職手当に関する条例第10条第15項において準用する場合を含む。)の</li> </ol>

旧	新
	規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

舞鶴市市税条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第2条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうちその者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者</u>に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2及び3 (略) <u>(償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる割合)</u></p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2から12まで (略)</p> <p><u>13</u> (略)</p>	<p>(<u>法第349条の3第28項等の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>第61条の2 法第349条の3第28項の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>2 法第349条の3第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>3 法第349条の3第30項の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第2条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうちその者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者</u>に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2及び3 (略) <u>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</u></p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2から12まで (略)</p> <p><u>13 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>14</u> (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第2条の3第1項の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。</p>

旧	新
	<p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)附則第2条の3第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(7)及び(8) (略)</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)</u>における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、<u>当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(7)及び(8) (略)</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情</p>

旧	新
<p>は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p>	<p>は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例旧新対照表

旧			新		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
執行機 関	事務	特定個人情報	執行機 関	事務	特定個人情報
2 市長	老人に対する医療費の助成に関する事務、重度心身障害者若しくは一人親家庭児童及びその親に対する医療費の助成に関する事務又は後期高齢者医療の被保険者である重度心身障害者に対する健康管理に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	舞鶴市市税条例その他の市税に関する法律等の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「市税関係情報」という。)、生活保護関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者に対する療育手帳の交付に関する情報又は児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの	2 市長	老人に対する医療費の助成に関する事務、重度心身障害者若しくは一人親家庭児童及びその親に対する医療費の助成に関する事務又は後期高齢者医療の被保険者である重度心身障害者に対する健康管理に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	舞鶴市市税条例その他の市税に関する法律等の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「市税関係情報」という。)、生活保護関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者に対する療育手帳の交付に関する情報又は児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 市長	住宅地区改良法(昭和35	市税関係情報であって規則で定め	3 市長	老人福祉法(昭和38年法	市税関係情報又は中国残留邦人等



舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したものをいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>	<p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護支援専門員であって、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した<u>もの(当該主任介護支援専門員研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)</u>から起算して5年を経過した者)にあっては、<u>修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。</u>)をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下この項において同じ。)を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(この条例による改正後の舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(以下「新</p>

旧	新
	<p>条例」という。)第3条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修(同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。)のうち最初のものをいう。以下同じ。)については、新条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者)にあつては、平成32年3月31日)までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。</p> <p>3 前項の規定により新条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。</p> <p>4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。</p> <p>5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、平成29年3月31日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。</p>

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例(平成29年条例第16号)旧新対照表

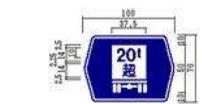
旧	新						
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 <u>平成25年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者に対するこの条例による改正後の舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例第3条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時の区分に応じ、同号中「当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">主任介護支援専門員研修の修了時</td> <td style="width: 50%;">読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>平成23年度までに修了した者</td> <td>平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号</td> </tr> <tr> <td>平成24年度及び平成25年度に修了した者</td> <td>平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号</td> </tr> </table>	主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句	平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号	平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句						
平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号						
平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号						

舞鶴市手数料条例旧新対照表

旧		新	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項、同条第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円	(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項、同条第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円
(15) 租税特別措置法施行令第25条の4第16項又は第39条の7第11項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査	1件につき 24,000円	(15) 租税特別措置法施行令第25条の4第17項又は第39条の7第11項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査	1件につき 24,000円
(40) その他の公簿、公文書又は図面の閲覧に供する事務	1回につき 100円	(40) その他の公簿、公文書又は図面の閲覧に供する事務	1回につき 100円
		改正附則 この条例は、公布の日から施行する。	

舞鶴市道路標識の寸法に関する条例旧新対照表

旧		新	
別表(第3条関係) 案内標識		別表(第3条関係) 案内標識	
入口の方向(103—A)		入口の方向(103—A)	
非常電話(116の2)		非常電話(116の4)	
待避所(116の3)		待避所(116の5)	
駐車場(117—A)		駐車場(117—A)	
登坂車線(117の2—A)		登坂車線(117の3—A)	

旧		新	
総重量限度緩和指定道路(118の3—A)		総重量限度緩和指定道路(118の4—A)	
総重量限度緩和指定道路(118の3—B)		総重量限度緩和指定道路(118の4—B)	
高さ限度緩和指定道路(118の4—A)		高さ限度緩和指定道路(118の5—A)	
高さ限度緩和指定道路(118の4—B)		高さ限度緩和指定道路(118の5—B)	
まわり道(120—A)		まわり道(120—A)	
警戒標識 (略) 補助標識 (略)		警戒標識 (略) 補助標識 (略) 改正附則 この条例は、公布の日から施行する。	